

議案第2号

高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年9月1日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正の概要について

1 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、本町においてもこれに準じ、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1）引用条項の修正

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第10項が削られ、第11項が第10項となったことからそれを引用する箇所を改めます。（第15条第1項第2号）

3 施行日

令和5（2023）年9月16日

高根沢町条例第 号

高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年高根沢町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 (2) 認定こども園(認定こども園法 第3条第1項又は第3項の認定を受け た施設及び同条第10項の規定による公 示がされたものに限る。) 次号及び 第4号に掲げる事項	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 (2) 認定こども園(認定こども園法 第3条第1項又は第3項の認定を受け た施設及び同条第11項の規定による公 示がされたものに限る。) 次号及び 第4号に掲げる事項

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。